

第三百三十四号議案

東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成十八年東京都条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下「法施行規則」という。）第八条に規定するものの」を「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号。以下「基準省令」という。）第二条の基準を遵守する」に改める。

第十六条第三項中「法施行規則」を「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下「法施行規則」という。）」に改める。

第十六条の三中「法施行規則第十条の九に規定するものの」を「基準省令第三条の基準を遵守する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。